

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年5月12日

【会社名】 三重交通グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Mie Kotsu Group Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本直之

【本店の所在の場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213-0351

【事務連絡者氏名】 取締役 総務人事グループ統括 高林学

【最寄りの連絡場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213-0351

【事務連絡者氏名】 取締役 総務人事グループ統括 高林学

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】 一般募集 2,643,500,000円
オーバーアロットメントによる売出し 413,625,000円
(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年4月28日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成28年4月28日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成28年5月12日(木)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成28年5月12日(木)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成28年5月12日(木)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式750,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成28年5月23日(月)から平成28年5月26日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	5,000,000株	2,643,500,000	
計(総発行株式)	5,000,000株	2,643,500,000	

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、平成28年4月28日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格端(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	(注)3	100株	自 平成28年5月27日(金) 至 平成28年5月30日(月) (注)4	1株につき発行価格と同一の金額	平成28年6月2日(木) (注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年5月23日(月)から平成28年5月26日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://holdings.sanco.co.jp/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年5月20日(金)から平成28年5月26日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年5月23日(月)から平成28年5月26日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年5月23日(月)の場合、申込期間は「自 平成28年5月24日(火) 至 平成28年5月25日(水)」、払込期日は「平成28年5月30日(月)」

発行価格等決定日が平成28年5月24日(火)の場合、申込期間は「自 平成28年5月25日(水) 至 平成28年5月26日(木)」、払込期日は「平成28年5月31日(火)」

発行価格等決定日が平成28年5月25日(水)の場合、申込期間は「自 平成28年5月26日(木) 至 平成28年5月27日(金)」、払込期日は「平成28年6月1日(水)」

発行価格等決定日が平成28年5月26日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意下さい。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年5月23日(月)の場合、受渡期日は「平成28年5月31日(火)」

発行価格等決定日が平成28年5月24日(火)の場合、受渡期日は「平成28年6月1日(水)」

発行価格等決定日が平成28年5月25日(水)の場合、受渡期日は「平成28年6月2日(木)」

発行価格等決定日が平成28年5月26日(木)の場合、受渡期日は「平成28年6月3日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社百五銀行 本店営業部	三重県津市岩田21番27号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	950,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	50,000株	
計		5,000,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,643,500,000	8,700,000	2,634,800,000

(注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成28年4月28日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,634,800,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限395,225,000円と合わせ、手取概算額合計上限3,030,025,000円について、全額を当社グループの設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、951,750,000円を平成28年6月までに鳥羽シーサイドホテルの改修工事等に係る設備投資資金(当社子会社である三重交通株式会社において498,750,000円及び当社子会社である鳥羽シーサイドホテル株式会社において453,000,000円)に、738,278,000円を平成28年11月までに当社子会社である三重交通株式会社における宿泊特化型ホテル「三交イン伊勢市駅前」の新築工事に係る設備投資資金に、残額を平成29年3月までに当社子会社である三交不動産株式会社における穴川メガソーラー発電所の太陽光発電施設新設工事に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。また、上記当社子会社の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への投融資を通じて行う予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第9期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等 国内子会社」に記載された当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成28年5月12日)現在(ただし、既支払額については平成28年3月31日現在)、以下のとおりとなっております。資金調達方法欄は、今回の自己株式処分資金を含めて記載しております。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
三重交通(株)	桑名営業所 (三重県桑名市) 他	運輸	乗合バス35両 貸切バス8両 貨物車1両	1,094		自己資金 及び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	
三重交通(株)	三交イン伊勢市駅前 (三重県伊勢市)	運輸	賃貸資産	992	254	自己株式 処分資金 及び借入金	平成27年 10月	平成28年 11月	客室数 130室
三重交通(株)	鳥羽シーサイドホテル (三重県鳥羽市)	運輸	建物改修	498		自己株式 処分資金	平成27年 9月	平成28年 4月	
名阪近鉄バス(株)	名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)	運輸	乗合バス4両 貸切バス12両	582		自己資金 及び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	
三交不動産(株)	多気町第3ソー ラー発電所 (三重県多気郡多 気町)	不動産	太陽光発電施設	555	10	借入金	平成28年 8月	平成28年 12月	発電規模 2.2MW
三交不動産(株)	穴川メガソーラー 発電所 (三重県志摩市)	不動産	太陽光発電施設	3,260	150	自己株式 処分資金 及び借入金	平成28年 3月	平成29年 3月	発電規模 13.8MW
三交不動産(株)	立神メガソーラー 発電所 (三重県志摩市)	不動産	太陽光発電施設	3,929	330	借入金	平成28年 10月	平成29年 12月	発電規模 13.3MW
三交不動産(株)	大仏山メガソー ラー発電所 (三重県伊勢市)	不動産	太陽光発電施設	4,342	19	借入金	平成28年 10月	平成30年 8月	発電規模 12.0MW
三交不動産(株)	南伊勢第2メガ ソーラー発電所 (三重県度会郡南 伊勢町)	不動産	太陽光発電施設	3,220	176	借入金	平成29年 11月	平成30年 9月	発電規模 12.7MW
鳥羽シーサイドホテル(株)	鳥羽シーサイドホテル (三重県鳥羽市)	レジャー・ サービス	内装工事	460	7	自己株式 処分資金 及び借入金	平成27年 9月	平成28年 4月	

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	750,000株	413,625,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://holdings.sanco.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 売出価額の総額は、平成28年4月28日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年5月27日(金) 至 平成28年5月30日(月) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式会社 の本店及び 全国各支店		

- (注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件(2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。
- 2 株式の受渡期日は、平成28年6月3日(金)()であります。
ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件(2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
- 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、750,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年5月12日(木)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式750,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、平成28年6月20日(月)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年6月13日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|-------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 750,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (4) 申込期間(申込期日) | 平成28年6月17日(金) |
| (5) 払込期日 | 平成28年6月20日(月) |
| (6) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成28年5月23日(月)の場合、「平成28年5月26日(木)から平成28年6月13日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成28年5月24日(火)の場合、「平成28年5月27日(金)から平成28年6月13日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成28年5月25日(水)の場合、「平成28年5月28日(土)から平成28年6月13日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成28年5月26日(木)の場合、「平成28年5月31日(火)から平成28年6月13日(月)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である近鉄グループホールディングス株式会社及び当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である近畿日本鉄道株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ



を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成28年5月13日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成28年5月23日から平成28年5月26日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

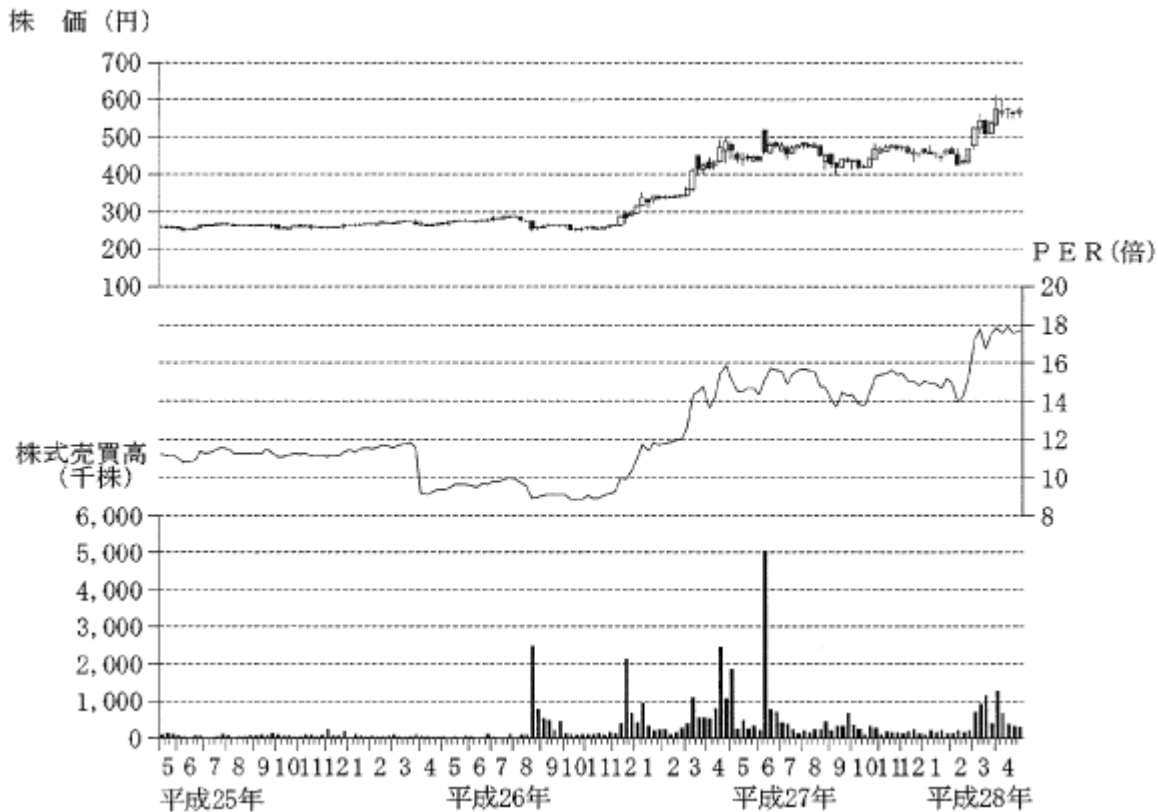
2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://holdings.sanco.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成25年5月7日から平成27年3月18日までの株式会社名古屋証券取引所及び平成27年3月19日から平成28年4月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成25年5月7日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成28年4月28日については、平成28年5月12日に公表した平成28年3月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年11月12日から平成28年4月28日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月22日東海財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月10日東海財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月9日東海財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日東海財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月22日に東海財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年5月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の「1 対処すべき課題」は当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、以下の「2 事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「1 対処すべき課題」及び「2 事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年5月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題

当社グループは、少子高齢化や地方の人口流出による需要構造の変化などの事業環境のもと、訪日外国人増加による消費拡大やリニア中央新幹線開通による名古屋地区の活況、また、平成30年度に予定されている新名神高速道路の開通など、来訪者増加が見込めるビジネスチャンスととらえております。

このような状況の中、当社グループは「お客様の豊かな暮らしと、地域社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げ、企業価値向上に努めております。本年2月に策定した中期経営計画では、「安全・安心・安定・快適なサービスの提供」、「成長分野への戦略的投資」、「経営の安定性確保」の3つを基本方針として3カ年計画の達成を目指し、グループ経営基盤の強化に取り組んでおります。特に、賃貸事業の拡大、環境エネルギー事業の強化、東急ハンズや飲食店のフランチャイズ店舗開発の強化、「三交イン」の店舗網拡充を成長分野と位置づけ、事業を行ってまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題及び事業の基本方針は以下のとおりであります。

（運輸セグメント）

運輸セグメントにおいては、グループにおける信用の礎として、安全の確保を第一と考え、引き続き社員教育、管理体制の強化を図ります。特にバス輸送における安全への取り組みが社会問題になる中、衝突警報装置の車両への取り付けなど安全対策を推進します。

乗合バス事業では、培った信頼と信用力を活かし自治体のコミュニティバスやスクールバスなどの運行受託事業を強化するとともに、三重県内に導入したICカードシステムの運用により利便性の高い交通ネットワークを目指します。また、企画乗車券の商品開発と販売を行い、Wi-Fi環境の整備や案内の多言語化を推進し、国内外の旅行客に対応した輸送体制の整備に努めてまいります。

貸切バス事業では、新運賃・料金制度適用による安定的な利益確保を背景に、増加するインバウンド需要に対応するため、海外旅行会社との連携によるセールスを強化するとともに、ラグジュアリー空間を提供するデラックス車両を導入するなど、多様化する顧客ニーズに対応し、お客様満足度向上を目指します。

（不動産セグメント）

不動産セグメントにおいては、刻々と変化する市場環境に適応し景気に左右されにくい経営体質とするため、ストック型ビジネスの強化を推進します。

分譲事業では、長期分譲プロジェクトの早期販売を行い、採算性が見込める用地を厳選取得して売上規模の拡大に努めます。

賃貸事業では、特に名古屋地域での既存ビルの再開発を推進します。また、三重県において新規出店や商業施設のリニューアルによる増収を図ります。

環境エネルギー事業では、社有地活用を図るなど、太陽光発電施設の増設計画を推進します。

(流通セグメント)

流通セグメントにおいては、東急ハンズや飲食店のフランチャイズ店舗の開発を強化するとともに、事業の多角化を進め収益構造の再構築に取り組みます。

石油製品販売事業では、ガソリンスタンドの新規出店と既存店舗の統廃合を進めることにより事業基盤を安定させるとともに、車検・自動車整備の受注強化やカーリースを推進し、トータルカーケアサービスの充実を目指します。また、飲食店「大戸屋」などのフランチャイズ店舗を拡大します。

生活用品販売事業では、東急ハンズ名古屋店のリニューアルにより増収を図るとともに、今後さらなる新規出店を目指します。

自動車販売事業では、新車販売シェア・台数の確保に努めるとともに、車検、整備、部品販売、保険契約等、車に関する全般的なサービスを提供し、事業の強化を図ります。

(レジャー・サービスセグメント)

レジャー・サービスセグメントにおいては、施設の改良・改修の推進と、新規サービスや商品開発による需要の開拓に努めます。

ビジネスホテル事業では、平成28年11月に三重県伊勢市駅前に「三交イン伊勢市駅前(仮称)」の開業を予定していることに加え、新たに京阪神地区への出店を推進します。

旅館事業では、平成28年5月開催の「伊勢志摩サミット」に合わせた、「鳥羽シーサイドホテル」の改修工事が完了し、開催後に増加が見込まれる国内外旅行客対応に向け、全室Wi-Fi完備するなど、安全・安心・快適な空間づくりを目指します。

索道事業では、平成30年度新名神高速道路の菟野IC供用開始に向け、京阪神・中京圏の観光客の誘客に注力し、また、「御在所ロープウェイ」の改修計画を検討します。

(グループ全社)

当社グループがお客様、地域社会、株主・投資家、取引先からさらに信頼される企業集団となるために、引き続き「グループ経営指針」並びに「グループコンプライアンス行動規範」等に則り、社会的責任の遂行に努めます。また、財務関係ではキャッシュ・マネジメント・システムによるグループ内資金の有効活用により有利子負債を削減し、財務体質の強化に努めます。

これら一連の活動により、経営基盤の強化、充実に取り組みます。

2 事業等のリスク

当社グループの事業展開上、リスクとなる可能性がある主な事項は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年5月12日)において、当社グループが判断したものです。

(1) 事故・事件や災害の発生

運輸セグメントをはじめグループ各セグメントにおいて、お客様の安全確保を最優先としていますが、不可避な要因により事故が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

旅館・ビジネスホテル・ドライブイン部門において、衛生管理に万全を期していますが、万一、食中毒が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、レジャー・サービスセグメントでは、国際的な情勢不安、景気の低迷のほか、鳥インフルエンザなどの感染症の全国的・世界的な大流行と、これらに起因する風評被害により、業績に影響を及ぼす場合があります。

(2) 少子高齢化や地域人口の減少

少子高齢化や都心部への人口移転などにより、当社グループの事業地域における就労人口や通学人口が減少しており、今後もこの傾向が続く場合、バス利用者の減少など、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 営業拠点及び経営資源の集中について

関東圏から関西圏に及び当社グループの営業エリアにおいて主な地域は三重県を中心とした東海地区西部であり、営業拠点は津市、四日市市を中心とする三重県北中部に集中しております。当該地域の消費動向や、人口の増減、経済の動向とともに、大規模な地震・津波、風水害や疫病等が発生した場合、事業の継続に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、運輸及びレジャー・サービスセグメントでは、我が国有数の観光地である伊勢志摩地域での観光客の増減により大きな影響を受けます。このため、国内外の自然災害、大規模事故、疫病、外交政策等により、業績に影響を受けることがあります。

(4) 販売商品の瑕疵や欠陥

提供する商品の品質管理には万全を期していますが、万一販売した商品に瑕疵や欠陥が見つかった場合、営業停止や信用失墜により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 経営計画の推移

中期経営計画に基づき、重点分野の事業拡大による成長戦略の推進、収益性の向上、有利子負債の削減、安全・安心・安定・快適なサービスの提供、グループ経営基盤の強化を重点課題として、各種施策を推進し、財務体質の強化に努めておりますが、計画通りに進捗しない場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 原油価格や金利の変動

原油価格の上昇は、基幹事業であるバス・タクシーの運行に要する燃料の価格上昇となり、業績に影響を及ぼす可能性があります。石油製品販売業においては、原油価格の変動が市況販売価格に直接影響を与える構造ですが、他社との競合状況などにより価格転嫁が行えない場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また急激な金利上昇は、資金コストを増加させるほか、当社グループでは不動産セグメントにおいて顧客の購入意欲が減退するなどにより、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 国のエネルギー政策変更

当社所有土地の活用によるソーラー発電事業を推進いたしておりますが、固定価格買取制度やエネルギー施策の方向性の変更等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 資産価値の下落等

グループ各社において、不動産、有価証券などの資産を保有していますが、資産価値の下落により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

従業員の退職給付債務については、年金資産の時価下落及び運用利回り、割引率などの退職給付債務算定に用いる前提に変更があった場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、年金資産の運用委託先における運用失敗などにより、委託資産の全部または一部が消失する事態が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制等の変更

当社グループが営む事業の多くは、道路運送法、建築基準法、宅地建物取引業法、古物営業法及び旅館業法など各種の法的規制を受けており、事業運営上、一定の事項について制約を受けるほか、一般乗合・貸切旅客自動車運送事業許可、石油製品販売業登録など、許認可に基づいて事業が行われています。法改正が行われた場合、それらへの対応に伴うコスト増や事業環境の変化のほか、許認可の取り消しなどにより、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、有利子負債控除、贈与税の特例措置など、不動産税制の変更により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) コンプライアンス違反

当社グループではコンプライアンス体制の整備、充実に努めていますが、法令違反、個人情報の漏洩等の不祥事が発生した場合、信用失墜による売上げの減少、罰則金、損害賠償請求などにより、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報システム障害

当社グループが所有しているコンピュータシステムに、ウイルス感染や外部からの不正アクセスなどにより重大な機能障害やデータ流出などが発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報の漏洩

グループ各社において、個人情報を保有し、個人情報保護法などの法令並びにグループで制定する情報セキュリティポリシーに基づき管理していますが、不正アクセスなどにより個人情報の流出などの問題が発生した場合、損害賠償請求や信用の失墜により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 人的資源の確保

当社グループの事業の成否は、すべての分野において人材の確保に大きく依存しています。とりわけ、資格や経験を持つ人材に対する需要は社会的に高まっており、人材確保の競争は激しくなっております。このため在籍している従業員の流出の防止や新たに必要な人材の獲得ができず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) バス部門における補助金

バス部門においては、不採算路線においても社会的要請に応えるため、補助金制度を活用しながら運行を行っております。制度の改廃が行われた場合、路線廃止による事業規模の縮小や、それに伴う地域社会の信用低下から、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 賃貸等不動産における空室及び賃下げ

不動産セグメントでは、入居者獲得の競争の激化などにより、入居者や賃料が計画通りに確保できなくなる可能性があります。既存テナントが退去した場合、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下する場合があります。その場合、代替テナント確保のため賃料水準を下げることもあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 建築コストの高騰

不動産建設では、工事に必要な機器資材の価格が高騰したり、工事従事者など人的資源の確保のため人材コストが高騰する可能性があります。さらに、これらの価格が予想を超えて急激に高騰し、見積時期と発注時期の時間的差異による価格転嫁が間に合わず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 長期間に渡る不動産開発事業

不動産セグメントではプロジェクトの完了までに多額の費用と長い期間を要する開発事業を行っており、プロジェクト進行中において、様々な理由により、想定外の費用発生、プロジェクトの遅延もしくは中止を余儀なくされる場合があります。業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 業績の季節変動

当社グループでは、不動産セグメントのうち分譲部門及び建築部門の売上高は、事業の性質上、季節的変動があり、第4四半期の売上高の割合が高くなる傾向があります。また、これらは顧客への引渡時に売上が計上されるため、引渡時期により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) その他の関係会社との資本関係

当社のその他の関係会社は、近鉄グループホールディングス(株)です。同社は平成28年3月期末において当社議決権の所有割合41.5%を保有しており、今後、同社による株式の売却や当社の増資等により、同社の持株比率が変動し、経営に影響を及ぼす可能性があります。

なお、一般募集及び本件第三者割当による自己株式処分後の同社の当社議決権の所有割合（本件第三者割当において募集株数の全部につき割当先より申込みがあり、処分がなされた場合）は39.1%となる見込みであります。

これらの他にも様々なリスクがあり、ここに記載されたリスクが当社グループの全てのリスクではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三重交通グループホールディングス株式会社 本店

（三重県津市中央1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。